

報道発表資料の配付日時 8月13日(木) 10時00分

発表項目 (行事名)	刑務所出所者を支援するための「緊急相談カード」の作成について
概要	<p>刑を終えて出所した人が、生活に困窮するなどして緊急の行政支援が必要となった場合に、市区町村の相談や支援を受けやすくするための「緊急相談カード」を作成しました。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 緊急相談カード 別添のとおり</p> <p>2 配付対象者 道内の矯正施設から出所した成人のうち、道内に帰住する人もしくは帰住先が決まっていない人や帰住先を告げていない人 ※札幌矯正管区の協力のもと、要件を満たす人が各矯正施設から出所する際に、対象者に直接配付します。</p> <p>3 配付期間 令和2年(2020年)8月17日(月)～令和3年(2021年)1月15日(金)</p>
参考	<p>道では、平成30年度(2018年度)から国の「地域再犯防止推進モデル事業」を活用して、犯罪をした人などが円滑に社会復帰できる社会づくりに向けた取組を進めており、本カードはその一環として作成したものです。</p> <p>本事業は、北海道が法務省と連携して再犯防止・更生支援に取り組む初めての事業となります。</p>
報道(取材)に当たってのお願い	地域の再犯防止推進に対する道民の理解を深めるため、多くの皆様に事業の周知が図られるよう、積極的な取材、報道をお願いいたします。
他のクラブとの関係	同時配付 : (場所) 司法記者クラブ 同時レク :
担当(連絡先)	<p>北海道環境生活部くらし安全局道民生活課道民生活係 (担当者: 藤井 智佳士) TEL ダイヤルイン 011-206-6148 (内線 24-153)</p> <p>法務省札幌矯正管区更生支援企画課 (担当者: 三尾、新木) TEL ダイヤルイン 011-783-5021</p>

## 外面

### このカードを提示された方へ

このカードは、犯罪をした者が道内の刑務所から出所する際に、北海道から配付したものです。一度社会との繋がりが途切れてしまい、生活の基盤を喪失する等の問題が生じた結果、緊急の支援が必要となることがあります。その際、いま抱えている問題を表現する手段を持っていただくことで、問題の解決への一助となることを狙いとしています。

このカードを提示している方の中には、障がいを持っている方や高齢者の方、薬物等の依存がある方などもおり、それぞれの特性に応じた既存の支援に繋ぐことが重要と考えられています。本カードで困りごとやその方の特性を把握していただき、それらの問題に対応した窓口や相談先に繋いでいただければ大変ありがたく存じます。



制作：北海道環境生活部道民生活課道民生活係

きん きゆう そう だん

## 緊急相談カード



ひとりではもうどうしようもない、

どこに何を相談していいかもわからないときは、  
このカードといっしょに、市区町村の総合窓口などで  
困りごとを伝えて、どんな支援が受けられるか、  
または相談先があるか、聞いてみてください。

## 中面

### いま、どのようなことでお困りですか？

■ おかねがなくて  
食べるものも買えない

■ 住むところがない

■ 障がいがあることや、高齢などによって生活するのがむずかしい

相談した人と一緒に、あなたの今の状況について整理してみましょう。

年齢  おしごと

住むところ

その他

いつでも相談できるように、連絡先を書いておきましょう。

相談先